平成２６年（フ）第２９号
三重県津市藤方872番地１　コーポシーサイドＢ201、前住所奈良県橿原市五条野町424番地　ルーエンハイム205
債務者　菊本　康子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５号
三重県津市美川町３番５号
債務者　坂本　由香
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
滋賀県長浜市八幡中山町1316番地17
債務者　藤田　純一
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
兵庫県川西市新田２丁目18番10―10号
債務者　藤永佐智子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
鳥取県米子市錦町３丁目44番地
債務者　堀田　　洋
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８８号
鳥取県米子市東町11番地　メゾン東町405号
債務者　河邉　明美
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８５号
広島市安佐南区中筋３丁目33番35号
債務者　河野真奈美
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０号
広島市安芸区中野２丁目62番３―301号
債務者　横枕ひかり
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
福岡県八女郡広川町大字一條1181番地14
債務者　大石　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第９２号
宮崎市大工１―11―15　アムール大工町402号、住民票上の住所宮崎市大塚台東１丁目２番地１　サンコーポラス大塚台３号棟402号
債務者　赤木　裕輔
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野2534番地２
債務者　徳竹祐美子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3861番地　二反田団地２―５号
債務者　大塚　秀樹
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２９号
福岡県飯塚市長尾653番地６
債務者　和田　　晃
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２５号
宮崎県延岡市恒富町１丁目７番地12　向洋コーポラス201
債務者　鎌倉　昭男
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第９号
福井県敦賀市結城町３番16号
債務者　遊津　敏治
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１６号
山口県岩国市南岩国町１丁目14番33号　村本荘２号棟208号室
債務者　中村　広光
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１３号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1319番地20、旧住所長崎県平戸市田平町一関免302番地３
債務者　山崎　智子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係